

## 生物多様性民間参画ガイドライン案 ～事業者が自主的に生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために～ (概要)

### 1. 概要

本ガイドライン案は、幅広い分野の事業者（\*）が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方などを取りまとめたもの。

\*ここで「事業者」とは、企業、組合、その他の法人事業者及び個人事業者等の民間事業者を指す。

### 2. ガイドライン案の構成

ガイドラインは、以下の3部より構成されている。

- (1) 第Ⅰ編：現状認識の共有（基礎情報）
- (2) 第Ⅱ編：指針（事業者が自主的な取組を行う際の基本的な考え方）
- (3) 参考：実践のためのヒント（具体的な事例や参考情報）

冒頭には、経営陣向けにガイドラインの内容などを説明した「要約」を付している。

本ガイドライン案は、学識経験者、企業関係者、NGO 関係者等からなる検討会での議論その他の意見交換を経て作成されたもの。

### 3. 今後の予定

本ガイドライン案については、今後、パブリックコメントにより幅広く意見を募ったうえで、検討会を開催し、取りまとめを行う予定。

### 4. ガイドライン案の概要

#### (1) 第Ⅰ編：現状認識の共有

- ・生物多様性とは
- ・生物多様性を育む社会づくり
- ・生物多様性と事業者の関わり
- ・事業者と生物多様性に関する国内外の動向

#### (2) 第Ⅱ編：指針

##### ①理念

- ・理念1：生物多様性の保全
- ・理念2：生物多様性の構成要素の持続可能な利用

## ②取組の方向

- ・ 事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するように努める。
- ・ 生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ・ 取組の推進体制等を整備するよう努める。

## ③基本原則

- ・ 生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化
- ・ 予防的な取組と順応的な取組
- ・ 長期的な観点

## ④考慮すべき視点

- ・ 地域重視と広域的・グローバルな認識
- ・ 多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ・ 社会貢献
- ・ 地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ・ サプライチェーンの考慮
- ・ 生物多様性に及ぼす影響の検討
- ・ 事業者の特性・規模等に応じた取組

## (3) 参考：実践のためのヒント

- 参考1 取組の進め方の参考例
- 参考2 事業者と生物多様性との関わりの把握の参考例
- 参考3 事業者の活動の主な場面別の取組
- 参考4 社会貢献活動
- 参考5 具体的な事例
- 参考6 生物多様性に関連する最近の主な資料
- 参考7 記述に関連する参考情報
- 参考8 生物多様性に関する法律の概要

## 生物多様性民間参画ガイドラインの概要

### ◆いのちと暮らしを支える生物多様性

地球が誕生して以来、長い時間をかけて私たち人間も含めた様々な生物が生まれ、つながりあって生きてきました（「生物多様性」）。

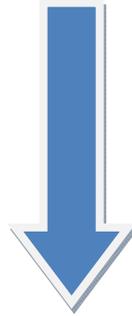
この生物多様性がもたらす恵み（生態系サービス）によって、私たちのいのちや暮らしは支えられています。

<生物多様性の恵みの例>

お米、野菜、木材、魚、おいしい水などをもたらしてくれる

山、川、海などの地域の景観やその土地固有の文化を生み出す

自然のしくみから着想した技術革新



<現状を示す一例>

人間活動の影響により、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速

世界の森林生態系が年間約7万3千km<sup>3</sup>減少（日本の国土面積の約5分の1）

### ◆生物多様性の恵みを享受し続けるためには、皆が連携した取組が必要

将来にわたり、私たちが生物多様性の恵みを享受していくためには、社会を構成する私たち皆が連携して生物多様性を守り、その恵みを使いつくすことのないよう持続可能な利用をしていかなければなりません。事業者も社会の一員として、重要な役割を担っていくことが期待されます。

<生物多様性の取組がチャンスの獲得につながる可能性>

生物多様性に配慮することで、資源を長期的に安定的に確保できる

事業者や商品のブランド価値を向上させることができる

生物多様性の保全技術等は新たな市場の創出につながる

生物多様性の取組は地球温暖化の防止にも役立つ

### ◆主な国内外の動向

#### 民間参画に関する決議（2006年3月・ブラジル（COP8））

生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画の重要性と促進に関する決議。

#### G8 環境大臣会合

（2008年5月・兵庫県神戸市）  
「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の採択。

#### 生物多様性基本法

（2008年6月）  
生物多様性の施策を推進し、自然共生社会の実現を目指すための法律。

#### 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）

（2010年10月・愛知県名古屋市）  
世界の191カ国が加盟し、2年に1回程度、数千人規模で生物多様性に関する議論を行う会議。

### ◆事業者に期待されること

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換をリードするなど、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されています。

### ◆取組を進めるにあたって、まずは…

○生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むという方針を示し、

○具体的な取組を、可能なものから始める ことが望まれます。

### 事業者が生物多様性のための取組を自主的に行う際の基本的考え方

- 目標**
- ①生物多様性の保全
  - ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用

#### 取組の方向

- ①事業活動と生物多様性との関わり（恵みと影響）を把握するよう努める。
- ②生物多様性に配慮した事業活動等を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減を図り、持続可能な利用に努める。
- ③取組の推進体制を整備するよう努める。

#### 基本原則

①生物多様性に及ぼす影響の回避・最小化

②予防的な取組と順応的な取組※

③長期的な観点

#### 考慮すべき視点

- ①地域重視と広域的・グローバルな認識
- ②多様なステークホルダーとの連携と配慮
- ③社会貢献
- ④地球温暖化対策等その他の環境対策等との関連
- ⑤サプライチェーンの考慮
- ⑥生物多様性に及ぼす影響の検討
- ⑦事業者の特性・規模等に応じた取組

参考 1 取組の進め方の参考例

参考 2 事業者と生物多様性との関わり方の把握の参考例

参考 3 事業者の活動の主な場面別の取組

参考 4 社会貢献活動

参考 5 具体的な事例

参考 6 生物多様性に関連する最近の主な資料

参考 7 記述に関連する参考情報

参考 8 生物多様性に関する法律の概要

※予防的な取組とは、不確実な事柄について、科学的な証拠が完全でなくても、予防的に対策を講じる取組です。順応的な取組とは、不確実な事柄について、当初の予測がはずれることを考慮して、モニタリングを行いながらその結果にあわせて対応を変える取組です。